

広告のご案内



文化が集まる、未来が集まる。



令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日 改定

I 施設内壁面広告

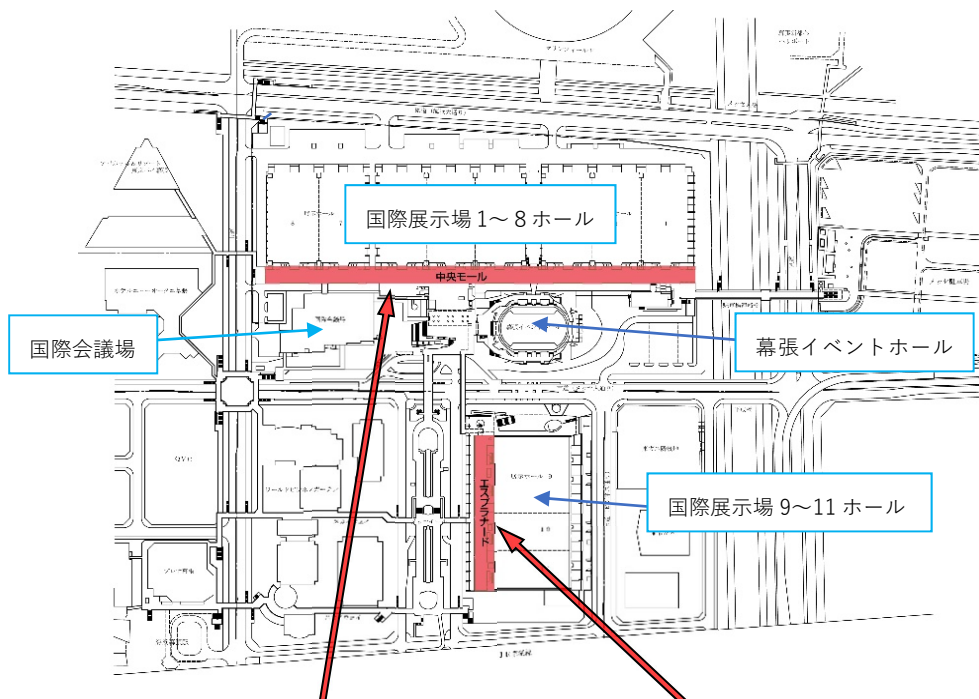
1 広告募集概要

国内外から年間約 500 万人（2023 年度）の来場者が訪れる幕張メッセは、国際展示場、国際会議場、幕張イベントホールの 3 施設で構成され、年間約 750 件（2023 年度）の展示会、会議、コンサート、イベントなどの催物が開催されています。

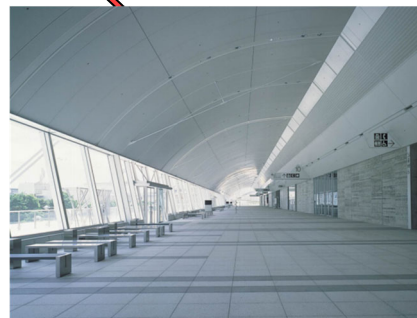
各施設へ通ずる 2F 共用通路である中央モールとエスプラナードは、多くの来場者が行き交う広告訴求効果の高い場所です。

是非、中央モールとエスプラナードの壁面スペースを貴社の事業や商品の PR の場としてご活用ください。

■ 広告掲出スペース（中央モールとエスプラナード）



中央モール



エスプラナード

■ 掲出可能な広告

掲出可能な広告は、次の条件を満たすものに限りです。

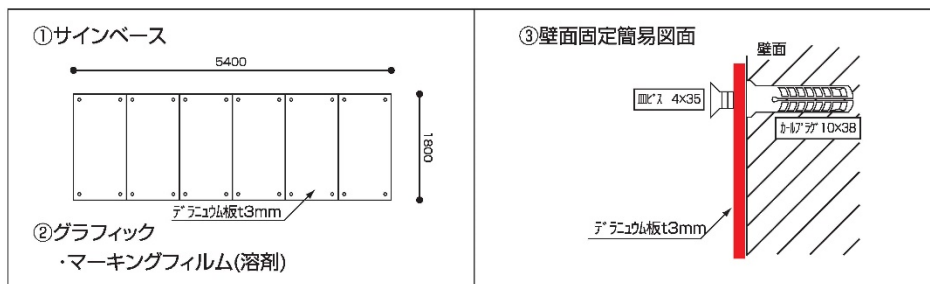
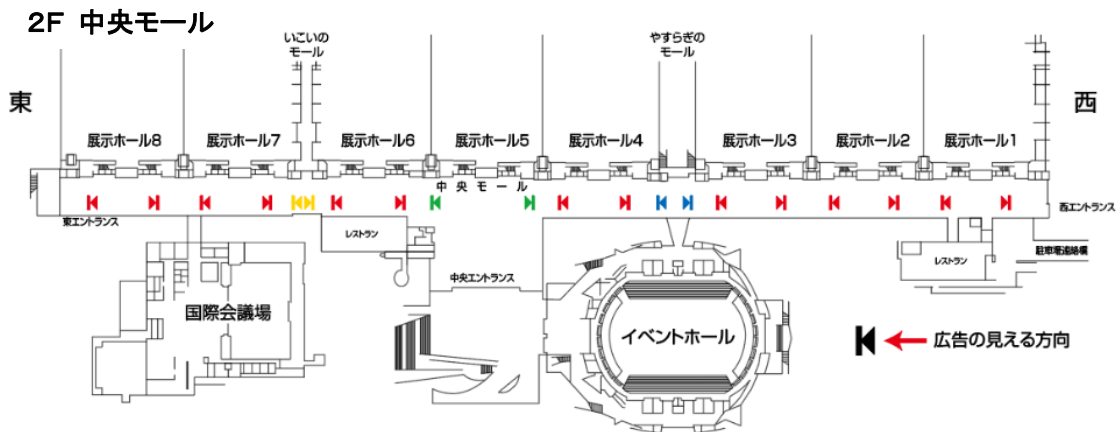
- 「千葉県広告事業実施要綱」（別添 1）及び「千葉県広告掲出基準」（別添 2）を満たしているもの。
※貸金業、たばこ、ギャンブルに関するもの、公序良俗に反するもの等は掲出できません。
- 国際展示場の公共性、中立性及び品位を損なう恐れのない内容であるもの。

2 掲出場所及び仕様

■ 中央モール（掲出個所数 20 箇所）

	掲出場所	個所数	サイズ・面積
Aタイプ	展示ホール5前	2	W5,400×H2,700 約 14.6㎡
Bタイプ	やすらぎのモール前	2	W5,400×H2,700 約 14.6㎡
Cタイプ	展示ホール1～4・6～8前	14	W5,400×H1,800 約 9.7㎡
Dタイプ	いこいのモール前	2	W5,400×H1,800 約 9.7㎡

● 1企業・団体が掲出できる最大個所数は、上表の個所数の合計の1/2（10箇所）です。



Aタイプ(ダクト無し)



Bタイプ(やすらぎのモール前)



Cタイプ(ダクト有り)



Dタイプ(いこいのモール前)

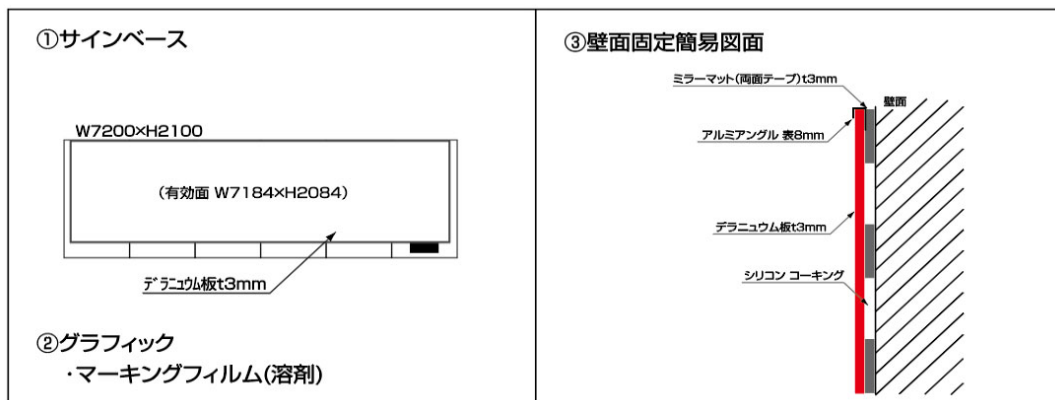
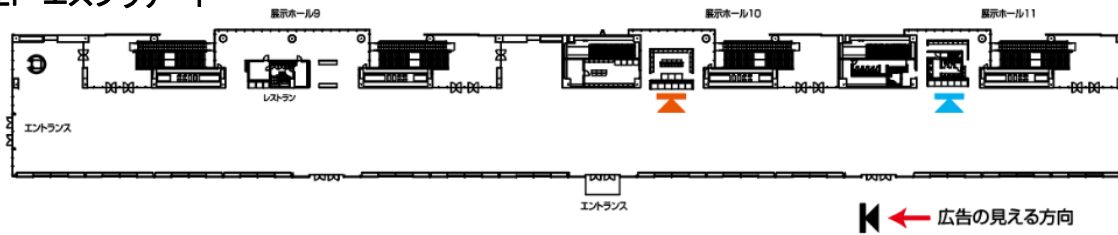


■ エスプラナード（掲出個所数 2箇所）

	掲出場所	個所数	サイズ・面積
Eタイプ	展示ホール10前	1	W7,184×H2,084 約15.0㎡
Fタイプ	展示ホール11前	1	W7,184×H2,084 約15.0㎡

● 1企業・団体が掲出できるのは、上表のEタイプかFタイプのいずれかです。

2F エスプラナード



3 掲出期間及び広告料金

■ 掲出期間

広告の掲出期間は、3ヶ月、6ヶ月、1年の3期間です。（これ以外の期間での掲出はできません。）

※ 千葉県から広告の掲出停止や撤去等を求められた場合はこれに従っていただきます。

■ 広告料金表 [広告料金は税込価格、() 内は税込価格に含まれる消費税等の金額]

掲出場所		箇所数	サイズ・面積	掲出期間	広告料金
中央モール	Aタイプ 展示ホール5前	2	W5,400×H2,700 約14.6㎡	3ヶ月	495,000円(45,000円)
				6ヶ月	990,000円(90,000円)
				1年	1,980,000円(180,000円)
	Bタイプ やすらぎのモール前	2	W5,400×H2,700 約14.6㎡	3ヶ月	412,500円(37,500円)
				6ヶ月	825,000円(75,000円)
				1年	1,650,000円(150,000円)
	Cタイプ 展示ホール1~4前 展示ホール6~8前	14	W5,400×H1,800 約9.7㎡	3ヶ月	247,500円(22,500円)
				6ヶ月	495,000円(45,000円)
				1年	990,000円(90,000円)
	Dタイプ いこいのモール前	2	W5,400×H1,800 約9.7㎡	3ヶ月	247,500円(22,500円)
				6ヶ月	495,000円(45,000円)
				1年	990,000円(90,000円)
エスプラナード	Eタイプ 展示ホール10前	1	W7,184×H2,084 約15.0㎡	3ヶ月	330,000円(30,000円)
				6ヶ月	660,000円(60,000円)
				1年	1,320,000円(120,000円)
	Fタイプ 展示ホール11前	1	W7,184×H2,084 約15.0㎡	3ヶ月	247,500円(22,500円)
				6ヶ月	495,000円(45,000円)
				1年	990,000円(90,000円)

- 弊社は広告のデザイン制作は請け負いませんので、イラストレータで該当サイズのデザインの制作をお願いします。従って、上表の広告料金にはデザイン制作費は含まれておりません。
- 弊社は、広告のデザインデータをいただいた後、広告物の製作、施工（設置と撤去）及び管理の一切を行います。なお、広告物の製作及び施工（設置と撤去）にかかる費用については、上表の広告料金とは別に、かかる費用（実費）に弊社手数料（かかる費用の10%相当額）を加算した金額を申し受けますので、予めご了承ください。
- 広告代理店を介して広告を掲出される場合は、上表の広告料金の20%相当額を広告代理店手数料とし、同額を差引いた金額を広告料金として当該広告代理店に請求します。

4 広告の掲出問合せ（掲出要望）から広告の設置工事・管理までのフロー

	項 目	内 容
▶ STEP 1	● 広告掲出に関する問合せ（掲出要望）	● 広告の掲出希望場所、内容、業種、デザイン案（構想）、掲出開始時期等の提示
▶ STEP 2	弊社での確認	千葉県広告掲出基準等に照らしての確認
▶ STEP 3	千葉県での確認・承認	● 広告掲出についての千葉県の確認・承認
▶ STEP 4	見積書の作成・送付	● 見積書（広告料金及び広告物の製作・設置工事費）の作成と送付
▶ STEP 5	● 広告デザイン（確定版）の提出	● 確定版の広告デザイン（PDF または JPEG）の提出
▶ STEP 6	● 広告のデザインデータの提出	● 広告のデザインデータ（イラストレーター）の提出
▶ STEP 7	● 申込書の提出	● 広告掲出申込書の提出
▶ STEP 8	● 契約の締結	● 壁面広告物掲出契約の締結
▶ STEP 9	● 請求書の作成・送付	● 請求書（広告料金及び広告物の製作・設置工事費）の作成と送付
▶ STEP10	● 広告物の製作・手配	● 広告物の製作、設置工事にかかる作業員等の手配
▶ STEP11	● 広告料金等の支払	● 掲出開始日の 1 週間前までに広告料金及び広告物の製作・設置工事費の支払
▶ STEP12	● 広告物の設置工事	● 広告物の設置工事の実施
▶ STEP13	● 広告物の管理	● 設置後の広告物の管理

● 赤字表示は、広告主様にご対応いただく項目です。

■ 問合せ先

株式会社 幕張メッセ 広報課

〒261-8550 千葉市美浜区中瀬 2-1

電話 043-296-0601 / FAX 043-296-0529

広告掲出イメージ



II 幕張メッセホームページのバナー広告

1 広告募集概要

催物情報、施設案内、アクセス等を掲載している幕張メッセホームページは、年間約1,500万ページプレビュー（2023年1月～12月）の閲覧があり、広告訴求効果の高いwebサイトです。是非、ホームページ画面のバナー広告スペースを貴社のPRの場としてご活用ください。

■ 幕張メッセホームページ画面



■ 掲出可能な広告

掲出可能な広告は、次の条件を満たすものに限りです。

- 「千葉県広告事業実施要綱」（別添1）及び「千葉県広告掲出基準」（別添2）を満たしているもの。
※貸金業、たばこ、ギャンブルに関するもの、公序良俗に反するもの等は掲出できません。
- 国際展示場の公共性、中立性及び品位を損なう恐れのない内容であるもの。

2 掲出場所、広告料金及び仕様

掲出場所	幕張メッセホームページ https://www.m-messe.co.jp/ ※ PC・SP ともに各ページ下部の弊社が指定する位置
広告料金	1口 11,000円/月(税込価格 うち消費税等 1,000円) ※広告代理店を介して広告を掲出される場合は、広告料金の20%相当額を広告代理店手数料とし、同額を差引いた金額を広告料金として当該広告代理店に請求します。
掲出期間	1ヶ月単位で申込、または自動更新契約 ※解約の申し出が無い場合は、同条件で自動更新となります。解約する場合は、1ヶ月前までに解約の申し出をお願いします。
募集口数	20口
入稿サイズ	横 800ピクセル、縦 400ピクセル
表示サイズ	横 240ピクセル、縦 120ピクセル
データ形式	JPEG、PNG、GIF
画像表現	静止画像 ローテーション・スライドなし ※アニメーション不可
バナーのデータ	バナーのデザイン及びデータの制作は、広告主様の方でお願いします。
注意事項	広告は期間保証であり、クリック保証・ページビュー保証はしません。 また、千葉県から広告の掲出中止を求められた場合はこれに従っていただきます。

イメージ画像



バナー広告掲出場所

3 広告の掲出問合せ（掲出要望）から広告の掲出・管理までのフロー

	項 目	対応内容
▶ STEP 1	● 広告掲出に関する問合せ（掲出要望）	● 広告の内容、業種、デザイン案（構想）、掲出開始時期等の情報の提示
▶ STEP 2	弊社での確認	千葉県広告掲出基準等に照らして確認
▶ STEP 3	千葉県での確認・承認	● 広告掲出についての千葉県の確認・承認
▶ STEP 4	見積書の作成・送付	見積書（広告料金）の作成と送付
▶ STEP 5	● 広告デザイン（確定版）の提出	● 確定版の広告デザイン（PDF または JPEG）の提出
▶ STEP6	● 広告のデザインデータの提出	● 広告のデザインデータ（イラストレーター）の提出
▶ STEP7	● 申込書の提出	● バナー広告掲出申込書の提出
▶ STEP8	● 契約の締結	● バナー広告掲出契約の締結
▶ STEP9	請求書の作成・送付	請求書（広告料金）の作成と送付
▶ STEP10	● 広告料金の支払	● 掲出開始日の2週間前までに広告料金の支払
▶ STEP11	● 広告の掲出	● 掲出開始日に、幕張メッセホームページのバナー広告スペースに広告を掲出
▶ STEP12	● 広告の管理	● 掲出後の広告の管理

● 赤字表示は、広告主様にご対応いただく項目です。

■ 問合せ先

株式会社 幕張メッセ 広報課

〒261-8550 千葉市美浜区中瀬 2-1

電話 043-296-0601 / FAX 043-296-0529

千葉県広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県の保有する資産（以下「県資産」という。）を、当該県資産の本来の目的を妨げない限度において広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲出することに関して、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 県資産への民間企業等の広告の掲出（以下「広告事業」という。）は、新たな財源の確保と広告機会の提供によって、県民サービスの向上と地域経済活動の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「県資産」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 県が保有する施設及び物品
- (2) 県が作成する印刷物
- (3) 県が提供するホームページ
- (4) その他県が保有する広告媒体として活用できる資産

(広告事業の範囲)

第4条 広告事業は、県の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、県民に不利益を与えないものとし、下記の範囲で実施する。

- (1) 法令に違反しないこと。
 - (2) 公序良俗に反しないこと。
 - (3) 人権侵害等他の者の権利を侵害しないこと。
 - (4) 政治性又は宗教性がないこと。
 - (5) 虚偽でないこと。
 - (6) 前各号に規定するもののほか、県資産に掲出する広告として不適當であると認められるものでないこと。
- 2** 前項に規定する広告事業の範囲にかかる業種又は業者及び掲出できる広告内容に関する基準は、別に定める。
- 3** 広告内容が掲載基準に沿うものであるか否かは、広告事業を実施する所属で判断する。

(広告事業ごとに定める事項)

第5条 広告媒体の種類、広告の規格、広告料金、募集方法、選定方法等広告事業の実施について必要な事項は、広告媒体となる県資産の管理者が、広告媒体ごとに別に定める。

- 2** 広告の募集は、広告媒体となる県資産の管理者が前項に掲げる事項を記載した実施要領を定め行う。

(審査機関)

第6条 広告掲出内容の可否を審査するため、千葉県広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員長は総務部次長の職にある者、副委員長は資産経営課長の職にある者を充て、委員は、報道広報課長、男女共同参画課長、総務課長、市町村課長、学事課長、健康福祉政策課長、くらし安全推進課長にある者を充てる。
- 3 委員長は前項に定める委員のほか、広告内容に関連する課の課長を臨時の委員として加えることができる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、広告事業を実施する所属において広告の内容に疑義が生じた場合、及び委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告事業を実施しようとする県資産を所管する課の課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は総務部資産経営課において処理する。

(雑則)

第9条 広告事業はこの要綱に定めるもののほか、千葉県屋外広告物条例、使用料及び手数料条例、千葉県公有財産管理規則、その他の関係法令の定めるところにより実施する。

- 2 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年12月10日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年9月16日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

千葉県広告掲出基準

(趣旨)

- 1 この基準は、千葉県広告事業実施要綱第4条第2項に規定する広告事業の範囲にかかる基準について定める。

(業種又は業者)

- 2 次のいずれかに該当する業種又は業者の広告は掲出しない。
なお、広告の掲出中に、これらに該当するに至った場合も同様とする。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの又はこれに類するもの
 - (2) 貸金業、割賦購入あっせん業、投資業又は商品先物取引業に関するもの
 - (3) たばこに関するもの
 - (4) ギャンブルに関するもの（宝くじに関するものを除く。）
 - (5) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
 - (6) 一般競争入札の入札参加資格の停止及び指名停止措置を受けているもの、並びに、違法又は不適当な行為による不利益処分を受けている期間にあるもの
 - (7) 社会問題を起こしている業種や事業者
 - (8) 県税の未納のある者

(掲出できる広告内容に関する基準)

- 3 次のいずれかに該当する広告は掲出しない。
なお、広告の掲出中に、これらに該当するに至った場合も同様とする。
 - (1) 法令等により製造、販売等することができない商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲出することが不適当と認められる商品又はサービスを提供するもの
 - (2) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
 - (3) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - ア 著しく性的感情を刺激するもの
 - イ 著しく粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発する性質を有するもの
 - (4) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (5) 差別等人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - (6) 他の者の名誉毀損、著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - (7) 男女共同参画の視点に照らして不適切なもの
 - ア 男女双方を念頭に置いていないもの、男女の偏りがあるもの
 - イ 男女の固定的な見方にとらわれているもの
 - ウ 男女を公平に扱っていないもの
 - (8) 宗教団体の教義をひろめることを目的とするもの、又はそのおそれのあるもの
 - (9) 宗教団体の儀式行事にかかるもの

- (10) 宗教団体の信者の教化育成にかかるもの
- (11) 公職の候補者（当該公職にある者及び当該公職の候補者になろうとする者を含む。）の選挙運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (12) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの又はそのおそれがあるもの
- (13) 特定の公職の候補者（当該公職にある者及び当該公職の候補者になろうとする者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの又はそのおそれがあるもの
- (14) 社会問題についての主義主張、意見広告に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (15) 広告の内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- (16) 非科学的または迷信に類するもので、県民を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (17) 消費者の利益及び公正な競争を妨げるおそれのあるもの
 - ア 誇大または虚偽のおそれのあるもの
 - (ア) 取引における条件などを明記しないで、実際よりも著しく優良または有利であるかのように表現しているもの
 - (イ) 競争関係にある他の事業者のものよりも著しく優良であるかのような表現であるもの。
（比較及び優位性を表現する場合、確実な裏づけを示すこと）
 - (ウ) その他消費者に誤認されるおそれのあるもの
 - イ 投機、射幸心をあおるもの
 - ウ 社会的に認められていない資格、認可などを使用し、権威づけているもの
 - エ その他消費者に誤認されるおそれのあるもの
- (18) 個人の名刺広告
- (19) その他、広告として掲出することが適当でないと認められるもの

附則

この基準は、平成19年12月10日から施行する。